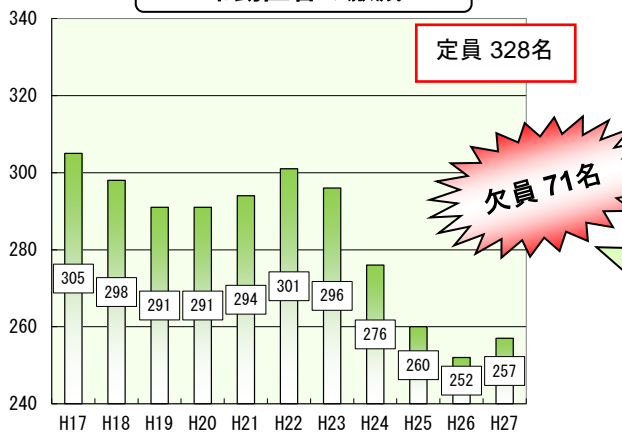


矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の概要

○矯正医療の問題点

常勤医官の激減



矯正医官

- ・ 刑務所、拘置所、少年院等での医療業務
- ・ 刑務官等の職員と協力して受刑者等に対応
- ・ 感染症の発生やまん延を予防
- ・ 身体・精神疾患へのケアは再犯防止の基礎
- ・ 受刑者等の処遇に関わる特殊な業務



矯正医官 激減の理由

- ① 医療技術の維持・向上が困難な執務環境
- ② 民間と比較して硬直的な勤務時間管理
- ③ 地域医療機関に貢献できない
- ④ 認知度が低く、社会的な評価がされにくい
- ⑤ 欠員拡大→現職の不安増という負のスパイラル

矯正医療の在り方に関する報告書

(H26.1.21 有識者会議⇒法務大臣に提出)

- 医療技術の維持・向上のための研修（研究）の在り方の見直し
- 勤務時間の見直し
- 兼業の許可の弾力的運用
- 矯正医官の待遇改善・執務環境の充実
- 定年年齢の見直し

**矯正医官の継続的・安定的な人材確保のためには、
現行制度の運用では限界！
人材確保のため、有識者から指摘された措置を講ずる必要！**

人材確保のための特例法

勤務条件等

矯正施設の医療に対する低い認知度
矯正医官の待遇改善の必要性

広報・啓発活動等の活発化、勤務条件の改善等を**国の責務**として明記

診療を行う兼業

内閣総理大臣及び法務大臣の許可を要する

法務大臣の承認により可能とし、勤務時間の内外において柔軟に対応

勤務時間

矯正医官の働き方は多様であるにもかかわらず、官執勤務(8:30~17:00)で管理

施設外勤務や症例の研究等をしやすい**フレックスタイム制**を適用

広報・啓発活動等による
社会的評価の向上

地域医療機関での
兼業が可能

執務環境等の
勤務条件の改善

申告を考慮した
柔軟な勤務時間

